巡回検査について

✧ **【重要】令和6年10月1日以降の検査より、検査申し込みの締め切りを検査日の5営業日前までに変更します。**

✧ 小型船舶の検査では、係留場所（港又はマリーナなど）まで伺う『巡回検査』を行っています。

ただし、港又はマリーナ以外の場所（自宅など）で保管している場合は、巡回する港やマリーナなどへの持ち込みをお願いします。

✧ 『巡回検査』は、表面の「地区別巡回検査予定表」のとおり、地区ごとに巡回する曜日を定めて行っています。

「船舶検査申請書」には、枠内の下方に「検査を受けようとする期日」の欄があります。
この欄には、「地区別巡回検査予定表」を参照のうえ、該当する曜日の中で希望する日付を記入してください。なお、検査時間の希望は、お受けできません。

『巡回検査』の申し込みは、電話ではお受けできません。
「船舶検査申請書」及び「検査手数料払込証明書」を尾道支部へ提出（郵送可）することで申し込みとなります。

✧ 申し込みの受付は先着順に行います。１日に検査できる隻数は限られるため、上限数に達すると締め切ります。

検査時間の連絡は、受検希望日の前日の昼頃に電話で行います。

✧ 下表の期間は、諸事情により『巡回検査』を休止しているためご注意ください。

巡回検査を実施していない期間（巡回検査休止日）

◆ 祝日に該当する日

◆ ゴールデンウィーク期間中の　令和6年4月30日（月）から同年5月2日（木）

◆ お盆期間中の　令和6年8月13日（火）から同年8月15日（木）

◆ 内部会議開催期間の　令和6年11月21日（木）

◆ 年末年始期間中の　令和6年12月25日（水）から同年12月26日（木）　並びに　令和7年1月6日（月）から同年1月7日（火）